

令和3年度国立大学法人東京医科歯科大学年度計画



国立大学法人

東京医科歯科大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに関する計画

【1】 本学の教育理念である「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養」・「自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人材の養成」・「国際感覚と国際競争力に優れる人材の養成」に合致し、高い研究指向と国際的視野を備えた意欲ある優秀な学生を確保するため、アドミッションオフィスを設置し、入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動および高大連携の強化を行う。また、学士・修士・博士課程アドミッションポリシーについてもIR機能を活用し、不断の見直しを行う。

- ・【1-1】 統合教育機構アドミッション部門を中心として、入学者の追跡調査を行うためのデータの蓄積を継続する。
平成29年度に策定した入試広報の今後の方向性（「多様な学生を選抜するため、関東近辺の出願実績のある高校に加えて、地方の高校からの出願者数の増加を目指す」）を踏まえ、入試広報及び高大連携を発展的に継続するとともに、検証結果に基づき、必要に応じて見直す。
また、学士課程について、前年度に実施した選抜試験の結果から、アドミッションポリシーの見直しが必要か否かについて、引き続き、検証する。
大学院課程については、改訂後のアドミッションポリシーの検証・点検を引き続き行う。

○教育課程、教育方法に関する計画

【学士課程】

【2】 1年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携を促進し、教養総合講座や主題別教育の見直しや拡充等により医療人としての倫理教育も含めた教養教育を充実させる。

- ・【2-1】 学士課程カリキュラム改善チームにより、カリキュラムの検証を行うとともに、前年度に開発したデータサイエンスのリテラシーレベルのモデルカリキュラムを反映したシラバスに従って、全学共通科目を実施する。
また、1年次における「倫理学Ⅰ/Ⅱ」、「行動科学」及び湯島地区3年次において「主題別人文社会科学セミナー」の一環として開講している「医療と法」「医療と社会」を、学部専門教育における「行動科学」や倫理教育と一貫性をもたせて体系的に構築する。
その他、1年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携を促進するとともに、医療人としての倫理教育も含めた教養教育を充実させる。

【3】 授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、学士課程科目（教養教育および臨床前教育）のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を100%に向上させる。また、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整え、教員が広くそれらを活用できるようにサポートする。教養総合講座の他、語学、自由選択科目、主題別選択等の授業の少人数化を行い、英語による討論も取り入れる。

・ 【3-1】 学士課程科目（教養教育および臨床前教育）のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を100%に向上させる。

また、統合教育機構におけるアクティブラーニングへの貢献度を評価し、組織体制の改善を継続的に行う。

さらに、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整える。

その他、教養教育においては第二外国語の教員に人文社会科学科目も担当できる教員を採用することで、専任教員による少人数演習科目を充実させるための体制を整えるとともに、英語による討論を導入した科目において、討論のレベルや内容が適切であったか、それをサポートする英語教育が有効に機能していたかを検証する。

【4】 国際性と指導力を備えた人材育成の強化のために、学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入し、外国語による授業科目数を平成33年度までに24科目に拡充する。また、海外留学経験の機会を拡大充実するために、海外教育研究協力拠点および大学間協定の締結校を戦略的に増加させ、留学への動機付け、留学前準備教育も充実させる。さらに、学年混合型の授業を導入し、上の学年が下の学年を指導する機会を与えるなど、学生の指導力を養う場を設ける。

・ 【4-1】 学士課程で受講できる外国語による授業科目数増について、より一層の拡充と内容の充実を目指すとともに、新たなオンライン国際交流機会・科目を増加させ、より多様な国際化を推進する。

また、海外留学生との情報交換会を継続して実施することで、海外留学への動機づけを行うとともに、報告書やアンケートの集計結果などを容易に閲覧できるように工夫する。

さらに、学年混合型の授業の内容等について検証を行い、より効果的な改善案を策定する。

【5】 医学系・歯学系全ての多職種間の融合教育をPBL（Problem-based learning 問題基盤型学習）、臨床実習に取り入れる等、医療系総合大学の特性を活かした連携融合教育を推進する。

また、総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育を強化し、探究心をもって診療に取り組むとともに、地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療にも貢献できる人材を育成する。さらに、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高める。

・ 【5-1】 連携融合教育、臨床推論能力・診断能力修得のための教育、地域包括医療に貢献できる人材育成教育について、充実化を続けるとともに、質改善のための評価結果に基づき改善施策を検討し実施する。

また、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高めるための計画の再評価を行い、更なる改善案を策定する。

【大学院課程】

【6】 研究科内、研究科間、海外教育・研究機関を含めた他の教育・研究施設間など、様々なレベルにおける連携教育を推進するとともに、大学院における教養教育のポリシーをより具体化させ、生命倫理研究センターやWeb教育を活用した生命倫理教育の強化等を行うことにより内容を充実させる。

- ・ 【6-1】 各研究科間及び附置研究所・センター、連携大学院や関連する公的機関・企業と連携した大学院教育を強化するとともに、成果を検証する。
また、大学院における教養教育のポリシーに基づき実施した教育の成果を検証する。

【7】 各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込むとともに、コースの増設および日本語コースからの切り替えにより英語のみで卒業できるコースを平成33年度までに7コースに増加させる。

また、新たな国際社会人大学院コースの設置により、国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を60%以上の水準にする。

その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援等の取組により、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を60%以上の水準にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【7-1】 外国語によるコミュニケーション能力の向上、英語のみで修了できるコースの充実を目指し、コースの継続・発展のための計画の改善を推し進める。
また、英語のみで卒業できるコースについて7コースに増加させる。
さらに、国際社会人大学院コース修了生について、大学等で教育に携わる者として修了させる。
その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターの大学院進学支援プログラム修了生の60%以上が大学院入試に合格するよう水準を維持する。

【8】 既存の教育研究組織を見直して、健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成30年度に設置するとともに、当該研究科に集学的アプローチで学習するグローバルヘルスリーダー養成コースや先制医療学コース、先制医歯理工学コースを開設するなどして、将来のグローバルヘルスや先制医療を担う人材育成を行う。その成果として、同コース修了者のうち、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を60%以上の水準にするとともに、統合先制医歯保健学関連の英語論文数及び国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【8-1】 大学院医歯学総合研究科修士課程グローバルヘルスリーダー養成コースについて評価・改善を行うとともに、令和2年度に開設したグローバルヘルスリーダー養成コースの博士課程版であるグローバルヘルスプロフェッショナルコースを引き続き運営する。
また、先制医療学コース、先制医歯理工学コース修了者において、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を60%以上の水準とする。

○教育の成果・効果の検証に関する計画

【9】 入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理、分析する部署を設置し、個人情報管理を徹底しつつ教学に関するIR機能を強化する。
また、学部・大学院の教育活動に関して、IR機能を強化して全学的な体制のもとで自己点検評価および外部評価を実施し、その結果を教育システムの改善に反映させるほか、海外の教育プログラムを調査し、各専攻の教育プログラムの改善に反映させる。

- ・ 【9-1】 教学に関連するIR情報の管理、分析を継続して行い、教育システムやカリキュラムを評価する指標を追加する等により教学IR機能を強化する。
また、学部・大学院の教育活動に関する様々なデータによる評価を継続的に実施するとともに、学部・学科・専攻間相互評価の体制を構築し、その結果を教育システムの改善に反映できるようにする。
その他、調査した海外の教育プログラムを、各専攻の教育プログラムの改善に反映させるための施策を継続するとともに、その成果・効果等の検証を行う。

○成績評価に関する計画

【10】 制定・公開されている学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、学士課程卒業時および大学院課程修了時に要求される医療人としての専門的能力の基準を具体的に設定して、より厳正・適正な学位審査を実施する。

- ・ 【10-1】 国際的汎用性を意識したより厳正・適正な学位審査を実施するため、学士課程においては卒業時に要求される医療人としての専門的能力（コンピテンシー）及びカリキュラムマップの見直し等による新カリキュラムの検討を継続する。
また、大学院課程修了時に要求される専門的能力の具体的基準を検証した結果に基づき、必要に応じて改善を行う。

【11】 定期試験に筆記試験以外の方法も積極的に取り入れて、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価するとともに、GPAの成績分布について、国内外の教育機関における状況も調査し、国際通用性の高い成績評価を行う。

- ・ 【11-1】 定期試験における筆記試験以外の評価方法の導入状況及びその成果・効果について総括する。
また、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価するため、GPA制度の成績分布の確認をするとともに、「思考力・判断力・表現力」テスト（GPS-Academic）結果も踏まえ、学生の知識/思考力/技術の獲得/洗練という観点からのカリキュラムの省察を継続する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教員の配置に関する計画

【12】 教育に関して客観性の高いIR機能による教員評価体制を構築するとともに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的に、能力や属性に応じた教員研修やキャリア教育を実施する。
また、学長のリーダーシップのもと、女性・若手を積極的に採用するとともに、グローバル化に対応するため、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用を推進する。

- ・ 【12-1】 教員評価のための教学IR情報を蓄積して、新たな教員評価の実施に寄与する。
教育技法の修得、教材作成技術の向上等、能力や属性に応じた教員研修を実施し、教員研修やキャリア教育について、評価・改善を行う。
また、学長のリーダーシップのもと、女性、若手、海外教員等（外国人及び外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用を推進するため、休職、休暇制度の整備や継続的な国際公募を行う。

○教育環境の整備に関する計画

【13】 社会人も含めた学生にとって学びやすい環境整備のため、図書館の充実、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を推進するとともに、IR機能を活用して専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果の検証を行い、教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムを構築する。また、四大学連合や大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用を行うなど、教育研究資源を有効活用する。

- ・ 【13-1】 新型コロナウイルス感染拡大により授業形態の転換が行われていることを踏まえて、多様なメディアを活用した教材作成、シミュレーション教育、テレビ会議システム等を利用した連携授業の支援を継続し、支援体制を評価する。
また、IR機能、学生による評価機能を活用して、専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果を評価・検討する。
その他、四大学連合や大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館内にある情報研究資源を広く活用してもらええる環境の提供と利用者への支援など、教育研究資源の有効活用及び提言を行う。

○教育環境の整備に関する計画

【14】 統合教育機構（仮称）のリーダーシップのもと、部局ごとに教育業績評価体制やカリキュラム改善体制を充実させ、外部評価を含めたPDCAサイクルの体制をさらに機能させる。また、教員の教育能力の向上のため、医療系総合大学の教職員に特化したFD（Faculty Development）を開発し、実施する。

- ・ 【14-1】 統合教育機構を中心に、各部局の教育業績評価やカリキュラム改善に係る体制の整備を行う。
また、教員の教育能力の向上のため、医療系総合大学の教職員に特化したFDを実施するとともに、受講履歴管理制度の運用を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習支援に関する計画

【15】 学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システムを統合するとともに、健康管理システム等との連携を密にして、学生のトータルライフケアを推進する。また、教学に関するIR機能を充実・強化することにより、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約、統合、分析、管理して、教育の場に還元できる体制を構築する。

- ・ 【15-1】 統合、連携強化された各種システムに基づくデータの蓄積を継続及び検証することで、学生のトータルライフケアを推進する。
また、卒業（修了）生へのアンケート、卒業（修了）生の就職先関係者へのアンケート調査の結果を活用して教育への還元効果及び体制について検証するとともに、より効果的な体制や運用方針を明確にする。

○生活支援に関する計画

【16】 学生の日常生活・心身の健康・各種ハラスメントに関する相談、経済的支援、障がい学生支援、就職支援等、学生生活支援のさらなる充実を推進する。特に、就職支援については、就職希望の多い医療系企業に関する情報提供の拡充を行うなど就職支援を充実させる。

- ・ 【16-1】 学生の生活支援については、前年度に実施した学生生活実態調査（学部生）の実態把握を活かし、必要な支援を検討し、実施する。
経済的支援については、大学基金を利用した、本学独自の給付型奨学金の取組みを継続して行う。
障がい学生支援については、障がい学生が十分に能力が発揮できるよう、“合理的配慮”を提供し、医療人として自立できる支援を実施する。
就職支援については、本学の卒業生・修了生の就職先企業と連携し、学内業界研究会に人事担当者を招聘するなど就職支援を充実させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

○入学者選抜の改善に関する計画

【17】 国際バカロレアディプロマ資格者入学枠の導入の検討を進めるとともに、学士、修士、博士課程入学試験において TOEFL などの民間の英語資格・検定試験を導入する。アドミッションポリシーに相応しい学生を早期に獲得するための推薦入試を全学部において実施する。
また、アドミッションオフィスを設置するなどアドミッション部門を強化し、入学者選抜制度等に関わる研究開発や教員研修、入試広報等を積極的に推進する。

- ・ 【17-1】 特別入試の実施及び継続的な評価を行い、改善につなげるほか、グローバルな人材を選抜するために修士/博士課程入学者選抜方法の改善を実施する。
さらに、変革した令和2年度学部入試の評価を実施し、改善にむけて検討する。
また、統合教育機構アドミッション部門による各種の取組を継続するとともに、前年度までの取組に係る実施状況の検証を行う。

【18】 人材育成および学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を目的として本学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学により構成される四大学連合を活用した大学個別試験、本学および四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度、医歯学基礎研究者養成のための学士コースの検討を開始する。

- ・【18-1】 東京外国語大学と連携した文理融合問題の評価を実施し、さらなる改善につなげるとともに、同大学との面接員相互派遣の効果を検証する。
また、四大学間及び学内における学士編入学制度・転学科制度について見直しを実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準に関する計画

【19】 本学の強みである研究領域の強化を加速化し、国際的な最先端研究拠点を形成するとともに、国内外の優れた研究機関との積極的な研究連携を行い、世界最高水準の最先端研究ネットワークを構築する。その成果として、医歯工連携関連国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。

- ・【19-1】 TMDUライフコース研究コンソーシアムを運営し、本学の強みである研究領域を強化するとともに、国際的な最先端研究拠点を形成する。
国内外の優れた研究機関との研究連携を通して、人的、情動的交流を継続する。
こうした取組により、医歯工連携関連国際共著論文数に関して、平成27年度比で1.5倍以上の水準を維持する。

【20】 学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究を展開し、社会的に要請の高い重点領域の研究を推進する。その成果として、医歯工連携関連論文数を現行の1.5倍に向上させる。

- ・【20-1】 領域制による研究活動の評価と再編成を視野に入れた見直しを行う。また、先端医歯工学創成研究部門を中心に、本学の卓越した研究領域における研究を促進する。同部門に設定された重点研究領域に学内外からの優秀な研究者を配置し、学内の研究支援組織からの優先的サポートが受けられる体制を整備する。
こうした取組により、医歯工連携関連国際共著論文数に関して、平成27年度比で1.5倍以上の水準を維持する。

○産学連携及び成果の社会への還元に関する計画

【21】 先端的医科・歯科医療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備し、医療機器、バイオマテリアル、歯科材料などの開発を行う医療イノベーションの推進を担う組織を拡充するとともに、民間との共同研究及び受託研究件数並びに本学への発明届件数及び国際特許出願件数をそれぞれ現行の1.5倍に向上させる。また、研究成果の実用化、事業化、ライセンスなどを統合的に行い、知の成果を積極的に社会に還元するため、特許活用率を26.0%までに向上させる。

- ・ 【21-1】 先端的医科・歯科医療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備する。
また、拡充したイノベーション推進本部の種々の取組により、民間との共同研究及び受託研究件数並びに国内及び国際特許出願件数をそれぞれ平成27年度比で1.5倍に向上させる。
さらに、医療イノベーション推進センターと生体材料工学研究所を中心に産学連携の共同研究の拠点として研究成果の実用化・事業化を行い、1つ以上、本学の知の成果を社会還元することで、特許活用率26.0%以上の水準を維持する。

【22】 研究成果について、ホームページをはじめとする様々なメディアを通じて広く公表するとともに、平成29年度までに国外向けの情報発信サイトとして英語版を拡充し、積極的なアウトリーチ活動を展開する。

- ・ 【22-1】 各種研究成果を広く公表し、国内外に向けたアウトリーチ活動を継続展開するとともに活動効果を検証し、第4期中期目標期間におけるアウトリーチ活動方針を明確化する。
また、研究情報発信充実のため、記者懇談会を開催することによりメディアとの関係を強化する。
さらに、広報部、URA室が連携し、研究成果発信方法の強化を行う。

【23】 大学発ベンチャー創設を含め本学の研究成果を効果的・効率的に事業化・実用化に結びつけるために、国内外の企業をステークホルダーとして活用し、産学連携の重要性に関する啓発教育を推進するとともに、グローバルな協働関係を醸成し、持続的な連携を可能とするシステムを構築する。

- ・ 【23-1】 大学発ベンチャーの育成・支援を行う。
また、TMDUオープンイノベーション制度やmedU-net等を通じたステークホルダーのネットワーク化の拡充を継続して推進するなかで、業際に加えて異業種にまで広げることを試行しながら、産学連携の「知」をさらに多面化かつ深耕し、これを活用してよりリアルでより説得力のある産学連携の重要性を啓発教育していく。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究者等の配置に関する計画

【24】 研究者の採用方針から決定まで学長のリーダーシップのもと行われるようガバナンス改革を徹底する。また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度を導入し、分野間の共同研究を推進するとともに、教育・研究を効率的・先端的に行うため、類似した学問領域の複数分野を「領域」としてまとめ、平成33年度までに10領域程度を編成する。

また、研究者の採用は国際公募とするほか、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムを構築する等の取組により、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）を積極的に採用し、全教員に占める割合を平成33年度までに34.0%に向上させる。

- ・【24-1】 大学の教員枠全体を戦略的に補充・配分することができるよう、学長直下の人事委員会のもと効果的な教員配置を行う。また、領域制の再編成を視野に入れた分析をIRを用いて実施する。

その他、人事委員会において立案した方策に基づいた採用活動等を推進し、外国人教員等の教育・研究環境整備を行うことにより、全教員に占める外国人教員等の割合を34%まで向上させる。

○研究環境の整備に関する計画

【25】 学内に点在する機器・試料・施設等の各種リソースを統合研究機構へ集約化し一元管理体制を整備するとともに、資金とスペースの有効的活用の支援を行うなど平成30年度までに湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

- ・【25-1】 統合研究機構において、機器・試料・施設等の各種リソースの一元管理体制の効果等について再検証するとともに、検証によるさらなる改善策を実施する。

さらに、リサーチコアセンターと学外組織との連携に向けた取組を実施するほか、研究機器・研究試料・研究施設等における学内外研究者の共用拡充を行う。

また、資金とスペースの有効的活用の支援を継続する等の取組により、湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

○研究者支援に関する計画

【26】 評価に基づいた研究者へのインセンティブを強化するとともに、学長のリーダーシップのもと、学長裁量経費の戦略的配分等により若手研究者の研究を支援する。

また、言語支援・生活支援等を継続、拡大することにより外国人留学生の増加を図り、優秀な留学生を特任教員等で採用するとともに、外国人研究者を含む若手研究者等を総合的に支援する次世代研究者育成ユニットを新設し、研究者等が高度な研究に専念でき、その能力を発揮できる環境を整備する。さらに、研究支援員等の配置や病児保育およびワーキングシェアの導入によって、研究と出産・子育て・介護などのライフイベントとのバランスを配慮した女性研究者が活躍できる環境作りを行う。

- ・ 【26-1】 若手研究者支援について、研究評価に基づくインセンティブ強化を継続するとともに、次世代研究者育成ユニットによるトップ研究者支援を行う。さらに、新たな仕組みによる若手研究者の育成を行い、若手研究者比率を向上させる。
- また、人事委員会において立案した方策に基づいた採用活動等を推進し、外国人教員等の教育・研究環境整備を行うことにより、外国人研究者を積極的に採用し、外国人教員等比率を34%まで向上させる。
- さらに、女性研究者が活躍できる環境作りのため、休職、休暇制度の整備を引き続き進めるほか、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職員をはじめ教職員への当該制度の周知を行う。これらの取組により、女性教員比率を28%まで向上させる。

○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実に関する計画

【27】 新たに構築した産学連携指標に基づいて、知的財産戦略を構築するとともに、産学連携研究センターを中心として、知的財産を活用して総額5,000万円以上の大型外部資金の獲得を目指す。また、バイオバンク事業を通して、世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産を創出するほか、有体物移転契約（MTA）をより一層活用して、外部機関との円滑な研究協力並びに、実用化による社会への利益還元を積極的に行う。これらの取組を通じて、特許使用料、MTA収入を増加させる。

- ・ 【27-1】 重点研究分野の知財戦略及び保有知財の活用戦略を様々な環境の変化などを鑑みて、さらにブラッシュアップするほか、TMDUオープンイノベーション制度等について、対象を異業種企業まで拡大して会員数、共同研究数を増加させる。これらの取組により、5000万円以上の大型外部資金の獲得並びに特許使用料とMTA収入を増加させる。
- また、バイオバンク事業を通して世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進するため、国内外のバイオバンク運営者との協働に取り組むほか、両附属病院の電子カルテシステムと連動させた疾患バイオリソースセンター臨床情報収集保管システムを充実させる。

【28】 リサーチアドミニストレーターの活用により、医療イノベーション推進センターを中核として、シーズ探索から研究成果の実用化まで一貫通貫型の支援を行い、大学発イノベーションを創出するとともに、全国の医学系大学との協力体制を強化し、効率的な社会還元を行う。

- ・ 【28-1】 イノベーション推進本部が本学のすべての研究の実用化フェーズを一括して把握し調整できる体制を確立する。実働としてURAを多方面で活用し、大学が保有するシーズを探索し企業ニーズとのマッチングを図り、引用論文としての社会貢献、製品自体又は関連した技術としての社会貢献として発信する。

○研究の質の向上システムに関する計画

【29】 研究情報データベースやIR機能を活用して、国際的な研究者評価と国内における強みの分析を行うとともに、それらの評価に基づいた人員、研究費、研究スペースの重点化を行う。また、領域制を利用した分野協働、分野統合などによって大学としての研究の質の向上を推進する。

- ・ 【29-1】 研究情報データベースや大学情報連携システム（全学IRシステム）等を積極的に活用し様々な角度から分析を行い、研究の質の向上を図るとともに、研究戦略に役立てる。具体的には、分析結果に基づいた職員の待遇等の検討、研究費や研究スペース等の配分の実施検討を行う。
また、領域制を利用した分野協働、分野統合の推進と必要に応じた領域再編を検討する。

○産学連携体制の充実にに関する計画

【30】 グローバルな産学連携研究を推進するため、国際的に通用する規則（生命倫理、利益相反など）を制定し、教職員への普及・定着を図るとともに、法令遵守、研究倫理遵守、利益相反マネジメントを一体化して管理するシステムを構築する。
また、先端医療を充実・促進するため、産学官との共同協力体制を強化し、附置研究所を含め全学レベルで、イノベーション創設のための研究戦略の策定を行うとともに、効果的な研究展開を支援するマネジメント体制についても併せて導入・整備する。

- ・ 【30-1】 グローバルな産学連携研究を推進するための各種制度、産学連携にかかわるリスクマネジメント体制について、効果等の検証を行い、さらなる改善策を実施する。
また、産学官との共同協力体制及びイノベーション創設のための研究戦略並びに効果的な研究展開を支援するマネジメント体制の効果等を検証のうえ、第4期中期目標期間における、さらなる拡充に向けた取組の構想を具体化する。

○共同利用・共同研究拠点に関する計画

【31】 附置研究所を中核とした、医科学・生命科学・臨床医学に渡る国内外研究者との先端的難治疾患克服研究及び医歯工学融合分野の重点領域研究に係るネットワークを構築し、医療系総合大学機能を強化するとともに共同利用・共同研究拠点としての先導的役割を果たす。

・【31-1】 難治疾患研究所においては、ゲノム情報、臨床情報、生活習慣・環境情報等のビッグデータを活用した附属病院における個別化医療に資する難治疾患研究リソースについて、ビッグデータとしてのヒトゲノム情報等をベースに最先端の解析技術を組み合わせた「次世代ゲノム医療」のモデルシステムを立ち上げる。

また、難治疾患研究リソースの拡充体制の基盤となる所内大学院教育研究支援実験施設の共同利用を更に促進する。

さらに、難治疾患研究リソースと研究支援実験施設を活用して共同利用・共同研究拠点として共同研究を促進するとともに、拠点の研究成果を、トランスレーショナルリサーチへつなぐシーズの創出を一層推進する。

生体材料工学研究所においては、リサーチコアセンターと連携して全学共同研究支援体制を継続するほか、我が国唯一の生体材料工学研究拠点として、国内の優れた研究機関とのネットワークにより共同利用・共同研究拠点を形成し、先導的役割を果たす。特に、優れた国内研究機関との連携により国際・産学連携インヴァースイノベーション材料創出プロジェクト共同研究を進める。

また、本学を中心としたネットワーク型の生体医歯工学共同研究拠点において、医歯工学融合分野の重点領域研究をより一層推進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

○社会との連携・社会貢献に関する計画

【32】 企業や関係機関等とより円滑に連携できるよう学内の体制を整備し、連携企画の立案を組織的・恒常的に行うことで、社会との連携を強化する。また、時代の変化に対応した社会のニーズを組織的に調査、分析し、自治体や他の教育研究機関との連携も活用して、健康長寿医療等に関する市民講座など社会および地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等をさらに充実させ、積極的に実施する。

・【32-1】 広報連絡会を定期開催し、連携企画を立案・実施することで社会との連携を強化する。

また、健康長寿医療等に関する公開講座、医学・医療を身近に感じてもらうための中高生向けセミナーのプログラムに関して、他大学等の公開講座実績や時代の変化に対応した社会ニーズについて調査・分析し、内容を充実させた公開講座等を企画・実施する。併せて、オンラインを含めた開催方法も検討する。

【33】 民間企業等からの人材を特別大学院生、共同研究者として受け入れ、医療現場、医歯学研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングできる体制を整備し、社会において即戦力として通用する人材育成プログラムのステークホルダーとして活用する。また、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、スポーツ医歯学およびスポーツサイエンス研究の成果を踏まえ、トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象に教育プログラムとして実施するとともに、研究の成果をシンポジウムやセミナーを通じて広く地域に還元する。

- ・ 【33-1】 民間企業との包括連携、ジョイントリサーチ講座を増加させるため、URAが中心となり民間企業とコンタクトができる体制を強化する。
また、東京オリンピック・パラリンピックを通して、研究の成果をオリンピック・パラリンピック強化選手のメダル獲得のために還元するとともに、得られた経験や成果に関するシンポジウムを開催する。
トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象とした教育プログラムの継続的な実施に向け、運用体制を整える。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上に関する計画

【34】 IR機能を強化し、客観的な国際化指標を開発することで、データに基づく国際水準との比較を可能とする。それに基づいて国際水準を超えるカリキュラムを構築し、さらに、本学の教育研究成果を社会に発信する。

- ・ 【34-1】 統合教育機構を中心に、統合国際機構と連携して、カリキュラムの質に関する機関間比較を可能とする客観的な尺度について、評価・改善を行う。
また、修正されたカリキュラムについて、実行に移す準備を進める。
さらに、本学の教育研究成果を広く社会へ発信するための広報誌、プレスリリース、ホームページによる国内外へのアウトリーチ活動について、分析を行い、見直しを検討した上で充実させる。

【35】 海外からの医療人研修体制を充実し、受入数を増加させる。また、外国人患者受入体制を整備し、外国人患者への高度専門医療の提供を進めるとともに、海外拠点における大腸がんスクリーニング等の医療協力活動および人材育成を海外拠点の周辺国支援に繋ぐ。

- ・ 【35-1】 医学部附属病院においては、海外拠点の1つであるタイから東南アジア（インドネシア、インドなど）諸国、チリを拠点にして南米（ブラジル、エクアドル、ポルトガルなど）へと低侵襲治療に関する医療教育および人材育成を行う。
歯学部附属病院においては、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、5SからKAIZENへの移行ならびに5Sの普及に向けて、アジア・アフリカの発展途上諸国の保健行政への支援を目的とした研修事業に参画するほか、外国人歯科医師臨床修練の受入れ状況や受入れ体制の再評価を行う。
また、患者中心の医療を提供するため関連機関との連携を深め、外国人患者の受入れが可能な体制の整備をさらに推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、外国人患者受入体制を評価、検証し、治療拠点としてパイロットクリニックの開設を立案する。

○国際水準の教育研究の展開に関する計画

【36】 グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、留学支援・留学生支援を継続・拡大することにより、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成33年度までに医学科46.0%、歯学科36.0%、保健衛生学科20.0%まで引き上げるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成33年度までに22.0%まで引き上げる。

また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【36-1】 グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進するため、大学の世界展開力強化事業による支援に継続する派遣プログラムを計画し遂行する。

また海外派遣に関する学生支援の充実を図り、海外未経験者への動機づけを強化し、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を医学科46%、歯学科36%、保健衛生学科20%以上まで引き上げることを推進する。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で学生の海外派遣が中止又は延期されることも予想されることから、オンラインでの国際交流プログラムの実施を強化する。

その他、本学に受入れる外国人留学生の割合を増やすための方策を引き続き検討しつつ、外国人留学生の積極的な受入に努め、全大学院生に占める外国人留学生の割合を22%まで引き上げる。

さらに、国際標準を用いた学部毎の外部認証評価受審のための新たな支援を行う。

【37】 チリ大学、チュラロンコン大学との間に、ジョイントディグリープログラムを開設・運営し、国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、海外での研究機会を拡大する。

また、先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。これらの取組と合わせて年俸制やテニユアトラック制の拡充を含む人事制度改革等を行い、全教員に占める外国人教員等(外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員)の割合を平成33年度までに34.0%まで引き上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)

・【37-1】 ジョイント・ディグリー・プログラムに関し実施したアンケート結果や、修了後の学生の進路等を検証し、ジョイント・ディグリー・プログラム全体の見直しを行う。

さらに、最先端研究ネットワークや学術交流協定の活用、外国人研究者の積極的な招聘して国際共同研究を締結する。

外国人教員等については、継続的な国際公募により、外国人教員等の割合向上に資する取組を行うことにより、外国人教員等の全教員に占める割合を34.0%に増加させる。

○留学生支援に関する計画

【38】 修士/博士課程における英語による授業科目割合の拡大（平成33年度54.0%）、科目ナンバリングや、統合国際機構(仮称)による留学生への支援強化（書類の完全英語化や対応窓口英語化による修学手続き支援等、研究支援、経済的支援、言語支援、日本の理解支援、生活支援、家族支援）など国際化に対応した教務/修学支援体制を樹立する。
また、国際関連組織の主導のもと、留学生と日本人学生との交流機会について、学生主体の企画/運営組織を設立し、拡充する。

- ・ 【38-1】 修士・博士課程における英語による授業科目割合を向上させ、特に博士課程において、54%を目標とした拡大を行う。
さらに、留学生の支援強化として、チューターの委嘱や書類の英語化等による国際化に対応した教務/修学支援体制樹立の成果を確認し、改善する。
また、統合国際機構を中心として、留学生と日本人学生との交流に係る各種取組を継続する。

○留学支援に関する計画

【39】 学生（学士/修士/博士）の英語教育を充実させるとともに、学士課程においては、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。修士・博士課程においても海外での活動機会を充実させることにより積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やし、学生の国際流動性を高める。
また、統合国際機構(仮称)により、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援を拡充するとともに、留学先に応じた適切な予防接種実施や健康/安全情報を提供するほか、全留学生の把握および情報共有/連絡のためのオンライン情報管理システムの構築など、留学中の危機管理体制を整備する。特に、国際的なリーダーを養成する観点から、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用し、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを構築する。

- ・ 【39-1】 学士・修士・博士課程の英語による授業科目割合を拡大する計画の実行状況について検証を行い、さらなる改善について検討する。
また、海外での活動機会を充実させることにより積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やし、学生の国際流動性を高める。
さらに、新型コロナウイルス拡大に対応した新たなオンライン国際交流機会・科目を増加させ、より多様な国際化を推進する。
その他、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援を継続・拡充する。特に大学院修了生については、終了後の連絡先の把握を確実にし、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用し、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを構築する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○病院運営の強化に関する計画

【40】 理事・病院長を中心としたガバナンスを強化するため、診療体制も含めた管理運営体制および予算配分方法等の見直しを行う。また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として臨床指標に基づき持続的に診療水準を向上させる。さらに、管理会計システム等による経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制を構築し、経費の節減等を継続して行う。

- ・ 【40-1】 管理会計システムの部門別原価計算により、部門ごとの経営状況の可視化を行い、歯科棟整備中における効率的な診療状況を検証するとともに、引き続き、収益性の向上、経費節減を行っていく。
また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として、継続的に附属病院の医療の質をモニタリングし、PDCAサイクルに基づく質改善活動を発展させる。

○高度急性期医療機能及び地域医療の強化に関する計画

【41】 医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、診療機能の更なる充実のため、病床再編や先端医療機器の整備充実を行う。歯学部附属病院においては、インプラント治療などの先端的歯科治療を充実させるための体制整備を行う。
また、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関等との連携の強化を進め、自治体の医療計画に則して、先端医療および高度急性期機能を担う病院としての役割を果たし、地域包括ケア体制の構築に貢献する。

- ・ 【41-1】 医学部附属病院においては、安全良質な高度・先進医療を提供するため、先端医療機器の導入を進める。
歯学部附属病院においては、先端歯科診療センター、顎口腔変形疾患外来および訪問診療を評価検証し、医学部附属病院と連携を取りながら、先端医療および高度急性期機能を担う病院としての役割を果たす地域包括ケア体制を構築する。
また、大学病院として診療すべき患者に対応できるよう、紹介・逆紹介をスムーズにし地域との連携関係を築く。さらに、歯科同窓会や地域歯科医師会と協議して、会員の情報を可能であれば共有し、これらの歯科医療機関との連携による患者紹介や逆紹介が円滑に行える体制を目指す。

○安全で良質な医療の提供（医療の質の向上）に関する計画

【42】 クオリティ・マネジメント・センターを中心とした臨床指標に基づく診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善を行うとともに、口腔外科、頭頸部外科、形成外科、放射線の各部門間の連携や周術期口腔ケア体制の強化をはじめとする医学部附属病院と歯学部附属病院との診療連携をさらに進展させ、安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制を充実させる。

・【42-1】 クオリティ・マネジメント・センターを中心とした臨床指標に基づく診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善を実施するとともに、DPCデータに加え各部門が保有する院内医療データを活用した分析体制を安定運用させ、それに基づくPDCA支援を継続する。

また、脳卒中急性期における医科歯科連携の達成度を評価するほか、口腔ケア外来による周術期口腔管理の件数を増加させる。さらに、歯科治療が必要な医病患者に対するスペシャルケア外来の貢献及び医病退院患者への摂食嚥下の指導など、医病歯病の連携を評価するとともに、長寿健康推進センターと先端歯科診療センターの連携による口腔と全身の高度健診システムを確立するなど病院一体化も踏まえた医科歯科の診療連携をさらに進展させる。

その他、医療安全管理部を中心として、安全管理に関する研修会等の開催、医療安全マニュアルの見直しを定期的に行い、医療安全に関する病院職員全員の認識の徹底を図る。

○臨床研究の推進と高度医療の開発に関する計画

【43】 新規医薬品および新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進するため、管理体制、支援体制を臨床研究中核病院の水準にまで拡充するとともに、関連医療機関と臨床研究ネットワークを構築する。

また、医学部附属病院、歯学部附属病院、附置研究所、統合研究機構との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入を推進する。

・【43-1】 医学部附属病院においては、新規医薬品および医療機器等の医師主導治験や多施設共同臨床試験の経験を蓄積し、支援体制をさらに強化するとともに、さらなる質向上のためのPDCAサイクルを構築する。

また、臨床研究ネットワーク事業を定常化し、企業治験や医師主導臨床試験や学外で実施される臨床研究を積極的に支援し、本学または連携機関の研究者主導の新規医療技術の実用化またはライセンスアウトを目指す。

歯学部附属病院においては、先端歯科診療センターでの臨床治験を推進するほか、生体材料工学研究所と連携し、歯科インプラント体の表面改質、口腔外科領域、歯周治療領域で有効な骨補填材の開発、医学部附属病院、難治疾患研究所と連携し、周産期における母児エピゲノムの体系的解析をさらに推進する。

その他にも、両附属病院、附置研究所、統合研究機構等との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進め、先進医療の導入を推進する。

○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画

【44】 医学科、歯学科、保健衛生学科、口腔保健学科および医学部附属病院、歯学部附属病院の連携による卒前・卒後を通じた一体的な教育・研修プログラムを整備改善するとともに、職種間の連携を高める教育・研修プログラムを整備し、実施する。

- ・【44-1】 医学部附属病院においては、臨床研修医を指導する立場の医師の指導力向上を目的とした指導者講習会の実施状況及び効果について検証し、卒前・卒後教育の連携をさらに強化する。
また、職種横断型研修の実施状況について検証し、さらなる改善を行う。
歯学部附属病院においては、歯科臨床研修センターを中心に関連する部門が共同して、医療職種間連携を高める教育・研修プログラムを実施する。さらに、相互乗り入れの拡充などさらに教育効果を高める卒前臨床実習について、改善案を策定する。その他、卒前卒後教育の在り方や指導体制について、策定された改善案を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○学長のリーダーシップに基づいた大学運営に関する計画

【45】 学長のリーダーシップに基づいた取組を推進するために、「学長指針」として、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員FD・SD(Staff Development)やホームページ等を通じて学内外に周知するなどガバナンス機能の強化に係る取組を推進する。また、現行の創立記念行事等をさらに充実させるとともに、学長と各部局の教職員との懇談会を年4回程度定期的実施することにより大学運営方針の浸透および愛校心の醸成を推進する。

- ・【45-1】 第4期中期目標・中期計画期間の開始に向け、長期的な大学の運営方針も踏まえた新たな「学長指針」を作成し、更なるガバナンス機能の強化を図る。
また、創立記念行事等を実施し、アンケート内容や他大学の開催状況等を検証し、学生等も含めた参加者数の増加を目的に、宣伝方法や次期以降の方向性等を検討するとともに、前年度までの学長と各部局の教職員との懇談会の実施を継続し、更なる大学運営方針の浸透及び愛校心の醸成を推進する。

【46】 平成29年度までに監事へのサポート体制を拡充するとともに監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大し、監査結果を大学運営に反映させる。
また、海外拠点等の外国人教員等からも定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。さらに、学外有識者より、本学が実施する事業や運営などについて意見・提案を受ける場を設け、提示された意見やアイデアを反映した取組を行う。その他、学生からの意見聴取の取組についても、全学に拡大し大学運営に活用する。

- ・ 【46-1】 各部局における、監事監査の指摘事項の改善状況を調査票及びヒアリング等により把握し、不十分な場合は改善等を促し、より適切な大学運営実施を可能とするフォローアップ報告を監事へ行う。
また、経営協議会の学外委員をはじめ、日本のトップ企業の経営者等から大学運営に関する意見・提案を受ける場を引き続き設けていく。
その他、学生からの意見や評価を教育に反映させる体制が適切に機能しているかどうかを評価し、必要な改善を行う。

○戦略的な学内資源配分に関する計画

【47】 平成29年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成31年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。

- ・ 【47-1】 全学IRシステムを活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う。

【48】 人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。

- ・ 【48-1】 引き続き、更なる効果的な人員管理方法の検討を行う。
また、第3期中期計画中期目標期間における人事・給与制度の検証及び効果測定等を行い、次期以降における人事・給与制度の進め方について検討を行う。
その他、学長のリーダーシップの下、学内資源の戦略的再配分ができるよう、費用対効果を検証する仕組みを構築・実施する。

○人事の適正化に関する計画

【49】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成33年度までに、全教員に占める割合を女性教員で28.0%、年俸制教員で40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で12.5%、管理職で11.1%以上の水準とする。

また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成30年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのweb化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

・ 【49-1】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、年俸制教員の全教員に占める割合を前年度実績から向上させる。

女性登用についても、女性教員比率を28%まで高めるため、休職、休暇制度の整備を引き続き進める。また、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職員をはじめ教職員への当該制度の周知を行う。

評価制度については、「教員活動実績基礎資料」を基にしたポイント制を活用した教員評価の検証を継続して行い、さらなる客観性ある評価制度の構築を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の見直し・再編成等に関する計画

【50】 学内外の教育研究データを集積・分析する体制を整備し、客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムを構築する。

また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を整備する。

その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発を行うため、柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする教育研究体制を確立する。

・ 【50-1】 集積した学内外の教育研究データを分析し、検証結果を学内資源の最適化に反映させ、見直しを行う。

また、四大学連合等の大学間連携を強化するための体制について検討を継続するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を拡充する。

その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラム・グローバル教育の取組を推進し、効果測定方法を実施・検証していく。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する計画

【51】 既存の事務組織について、平成28年度に検証WGを設置し、平成31年度までに事務組織体制の検証を行い、検証結果および大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に臨む。また、組織の検証にあたっては、監事からの意見も反映させる。

- ・ 【51-1】 タスクフォース等で、第3期中期目標期間で行った検討内容を精査し、次年度以降の計画等に反映を行い、更なる事務組織の課題解決を図る。

○事務処理の効率化・合理化に関する計画

【52】 組織内での検証体制を強化し、既存の事務処理の検証を行うとともに、各部局の所持する数値データ等を集約する等の取組により事務処理の効率化・合理化を推進する。
また、検証による組織改編および人員の適正配置並びにアウトソーシング等の取組により事務職員の時間外労働時間の減少および有給休暇取得率の向上を推進する。
その他、他機関との連携については、四大学連合の活用や近隣大学との連携等を提案・協議し、平成33年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施する。

- ・ 【52-1】 調査票及びヒアリング等により、第3期中期目標期間で行った検討内容を精査し、次年度以降の実現可能な事務合理化・効率化に関する計画を策定する。
また、各部局における時間外労働時間を適切に把握するため、「時間外労働ヒアリング」を実施すると共に、当該ヒアリング内で人員の適正配置等に関するヒアリングも行う。その結果により、過重な負担が生じている部局、比較的余裕がある部局間の人材配置を調整するとともに、引き続き時間外労働削減の為の業務適正化の徹底及び有給休暇取得率向上のための有給休暇促進期間の設定を行う。
その他、他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○外部資金の確保に関する計画

【53】 外部資金の積極的確保に向け、インセンティブ等を拡充し一層の獲得を促進するほか、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。
また、産学連携研究センターおよびURA室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。

- ・ 【53-1】 外部資金の確保に向け、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。
また、産学連携研究センターおよびURA室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。

【54】 大学基金について、趣旨を明確に伝え、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、コンビニ決裁の導入等により寄附者の利便性を高めるほか、多様な特定基金の設立および寄附者へのインセンティブの向上等により寄附を促進する。
また、土地・建物等の財産貸付料金等について、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを行うほか、学内共同教育研究施設において、学内外からの共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組みを導入する。

- ・ 【54-1】 大学基金について、前年度までに実施した、寄附金受入増加のための方策を分析し、より効果的な周知方法等の検討を行うことにより、さらなる募金活動の充実を図る。
また、所有不動産の価値に見合った貸付料を維持できるよう、社会経済情勢等を勘案し、貸付料について継続して検証する。必要が認められる場合には貸付料の改定を行うほか、学内共同教育研究施設において、共同利用を促進する各センターにおける学内外の共同利用状況及び収支状況を引き続き検証し、次期に向け設備等の再集約化を立案する。

○附属病院収入の確保に関する計画

【55】 保険医療管理部による内部監査などを通じて保険診療の適正化を進めるとともに、診療報酬改定等の状況変化に的確に対応することにより病院収入を確保する。併せて管理会計システムの活用等により診療科毎の収支状況について検証し、人件費、診療経費の見直しに努めるなど病院運営の効率化を推進し、収益率を改善させる。また、保険外療養の拡充や臨床研究の推進により更なる収入確保を推進する。

- ・ 【55-1】 医学部附属病院においては、保険診療および診療報酬請求の適正化を進めるとともに、平均診療単価の向上を達成する。さらに、管理会計システムを含めた診療指標の分析結果に基づき、各診療科の収益改善策を推進する。
歯学部附属病院においては、先端歯科診療センターの稼働を評価し、センターの診療体制を改善する。さらに、各診療科における稼働増加のための詳細な対策を評価・改善する。
また、保険診療における算定漏れの減少を目的として、カルテ記載指導の分析・評価を行い診療体制の改善を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する計画

【56】 各部局へ配分している管理的経費等の既定経費について、業務運営の合理化・効率化（IT化、アウトソーシング、他大学との物品の共同調達等）を進めるなど、不断の見直しを行い、毎年1%以上を削減する。

- ・ 【56-1】 管理的経費等の既定経費の削減に向けて、「TMDU経費削減アクションプラン」等の経費抑制方策を実行しつつ、その効果を検証し、必要に応じて見直す。
また、経費節減に係る取組状況を検証するとともに、業務運営の合理化・効率化を行うため、複数年契約、アウトソーシング、物品の一括購入等を進めるにあたり、調達業務における委託契約等の個々の契約において可能なものから見直しを行い、断続的に管理的経費の抑制を行う。

【57】 省エネ機器の導入および運転管理の工夫などの省エネルギー対策等の取組により年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を推進するほか、医学部附属病院基幹・環境整備を始めとした設備の改修等に際して、省エネ機器の導入等により管理的経費を抑制する。
また、外部の検証機関において毎年度実施する特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行うなど着実な省エネを推進する。さらに、平成29年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了させる。

- ・ 【57-1】 年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に向け、省エネルギー機器を導入する。さらに、導入した省エネルギーに資する運転管理の実施による、エネルギー低減量を検証する。
また、エネルギー削減量の検証を行い、着実な省エネを推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の運用管理に関する計画

【58】 学内資金の活用状況を調査し、その結果を踏まえ、運用益の増収を図るために運用効率等を向上させるとともに資産の有効活用の検討に基づいて対処する。
また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行うとともに、土地・建物等についても、活用状況等を踏まえ統廃合をはじめ売却も視野に不断の見直しを行う。

- ・ 【58-1】 学内資金の運用効率向上のため、必要に応じて運用手法の見直しを行う。
また、法改正後における国の資産活用方策等を巡る動向を踏まえ、保有資産の有効活用について具体策を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画

【59】 全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価を適切に実施する。特に、法人評価については、毎年度の評価結果に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す。

- ・ 【59-1】 法人評価結果等に基づき、「次年度に期待される取組概要」をアクションプランとして関連会議及び部局に対して提示し、さらなる発展・改善に資する取組を行う。
自己点検・評価、年度評価を適切に実施するとともに、中期目標期間評価に向けたデータ収集を行う。また、大学機関別認証評価を受審する。
その他、全学的な評価システムの改善に資する取組を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○情報発信の推進に関する計画

【60】 特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく日本および世界にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。活動状況等については各部局および大学全体に情報源を求め、教育・研究・医療・社会貢献・国際化の観点から情報発信データとして整理し、さらに、大学ポートレートに反映させることで内容を充実する。

発信内容については各ステークホルダーのニーズに対応した最適化を行い、発信方法については広報実績を踏まえた有用性と利便性の点検を行った上で広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制を構築する。学内での情報の共有化のための情報発信についても検証により改善策を推進する。

・ 【60-1】 本学の教育・研究・医療等に関する活動について、広報部を中心として、広報誌やホームページ等を通じて発信する。特に、プレスリリースについては、平成27年度比で130%程度を維持しながらさらに有効な発信方法について検討する。

また、教育・研究・医療・社会貢献・国際化に関する活動状況等について、各部局及び大学全体から情報収拾する現存の体制を維持し、より効率的に本学の優れた取組・ブランド力をアウトリーチするため、ホームページ等の発信方法を改善する。

さらに、本学への取材申込の動向や大学関連の新聞掲載記事の傾向について分析することにより、一般向け広報誌、英語による広報誌、国際研究情報配信媒体、SNSを利用した発信について、各ステークホルダーに対応した最適化を行う。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の有効活用の推進に関する計画

【61】 施設点検評価を実施し、施設利用状況を検証したうえで、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制を構築し、共用スペースの拡充、再配分等を行い、既存施設を有効に活用する。
また、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ、長期修繕計画を見直し、計画的な修繕により、施設の維持保全を推進する。
その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を行い、全学的に利活用できる設備として効率的かつ効果的に運用する。

- ・ 【61-1】 これまでに実施してきた施設点検評価を考察し、次期点検評価における実施方法の見直しを行うとともに、共用スペース等への再配分等、既存施設の有効活用について、学長・理事懇談会で検討を行う。
また、実施予定表に基づき施設パトロールを行い、建物・設備状況を確認し、維持保全に必要な修繕費用を算出するとともに、施設パトロール等の結果を踏まえて長期修繕計画を見直し、計画的に施設の維持管理および改修等整備を行う。
その他、統合研究機構において各種リソースの一元管理体制の整備及び検証を行い、その検証結果に基づき、改善策を実施する。

○施設等の整備に関する計画

【62】 既存の施設整備長期計画を、学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランに則したキャンパスマスタープランへと拡充するとともに、当該プランに基づいたアクションプランを策定し、実現に向けた取組を行う。
また、附属病院についても第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備を検討する。

- ・ 【62-1】 キャンパスマスタープランに係るアクションプランの検証を行い、必要に応じてアクションプランの見直しを行う。
また、附属病院の機能強化のため、引き続き機能強化棟（医病）の整備、及び医科棟・歯科棟の再整備計画を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理・危機管理に関する計画

【63】 平成29年度までに、既存の安全管理・危機管理体制を検証し、体制の見直しや強化を推進する。平成30年度からは更なる充実に向けた取組について実施または実施準備を進めるとともに、平成33年度までには各取組について再検証を行うことにより、安全管理体制を強化する。特に、両附属病院においては、病院長のガバナンスの下、事業継続計画（Business continuity planning）を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う。

また、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定し、改訂・作成作業を進め周知徹底するほか、研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携について、企画・検討を行い、平成33年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施する。

- ・ 【63-1】 安全管理・危機管理体制の見直しについて、継続的に行うとともに、第3期中期目標中期計画で行った検討内容を精査し、次年度以降の計画等に反映を行い、更なる管理体制の充実化を目指す。
- また、策定した事業継続計画の見直しを行うとともに、継続して大規模災害等を想定した訓練を実施する。
- さらに、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定した改訂・作成作業を進め周知徹底する。
- 研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的な実施の検討を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守に関する計画

【64】 法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定し、現行の各委員会等の組織体系および法令等に基づく適正な法人運営・組織の管理責任を明確にするとともに、法令遵守に係る各種取組について、既存の取組の検証を行うなどさらに充実させる。

内部監査体制を強化し、定期的な検証および啓発を行うとともに、研修等の拡充や年度途中の採用者についての受講方法等を検討のうえ確実に受講させるなどの取組を行い、学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底する。

- ・ 【64-1】 第3期中期目標期間中に行った法令遵守に関する取組の調査・分析を行い、さらに充実させる。
- 大学院生及び若手研究者向けの研究不正防止に係る各種講習会・研修会を行うとともに、学生及び研究に携わる大学職員全てを対象とし、種々のコンプライアンス遵守のための研修会を行う。また、受講管理を行い、未受講者にはペナルティーを課す仕組みを活用し意識向上を図る。
- また、内部監査体制の強化については、全学的なコンプライアンスに関する体制の整備・運用状況を監査するほか、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。さらに、各監査部門、研究活動不正防止計画・推進部署、コンプライアンス・内部統制を推進する部署との連携を強化するため、法令等違反リスクに関する情報交換等を定期的に行う。
- その他、研究不正防止及び個人情報管理を含めた各業務・各組織におけるコンプライアンス確保の状況を検証するため、定期的な内部監査を行う。

○研究不正等に対する防止策に関する計画

【65】 不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月1回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行うとともに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う。

また、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。

- ・【65-1】 研究不正防止に向け、不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月1回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行い、更なる改善策を実施するとともに、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェック体制の検証を行い、さらなる改善策を実施する。
- また、種々のコンプライアンス遵守のための研修会等への受講を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を徹底する。

○情報セキュリティに関する計画

【66】 個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係るソフト面、ハード面の各種取組について、定期的な検証を行うとともに、研修等の既存の取組を充実させ、個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守を徹底させる。特に、情報セキュリティに係るガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。

- ・【66-1】 第3期中期目標・中期計画期間中に行った検討内容を精査し、学習スキル向上のためのe-learningを継続的に実施する。また、教職員・学生へ向けた研修について、アンケート結果等を利用し、より理解度の高い内容の研修を充実させる。
- また、情報セキュリティポリシー、対策基準書及びガイドラインの見直しを行い、セキュリティ講習会を支援する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 3,309,700千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

予定していない。

2. 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院及び歯学部附属病院における施設の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
【施設整備費補助金】 ・(国府台)ライフライン再生(給排水設備)繰越 ・(国府台)基幹・環境整備(安全対策)繰越 ・(湯島)基幹・環境整備(衛生対策等)繰越 ・(医病)機能強化棟 ・(医病)ライフライン再生(無停電電源設備等)	7,561	施設整備費補助金(993)
【長期借入金】 ・(医病)機能強化棟 ・(医病)ライフライン再生(無停電電源設備等)		長期借入金(6,536)
【(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(32)

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 金額は見込みであり、上記の他業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

・引き続き、更なる効果的な人員管理方法の検討を行う。

また、第3期中期計画中期目標期間における人事・給与制度の検証及び効果測定等を行い、次期以降における人事・給与制度の進め方について検討を行う。

その他、学長のリーダーシップの下、学内資源の戦略的再配分ができるよう、費用対効果を検証する仕組みを構築・実施する。

・学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、年俸制教員の全教員に占める割合を前年度実績から向上させる。

女性登用についても、女性教員比率を28%まで高めるため、休職、休暇制度の整備を引き続き進める。また、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職員をはじめ教職員への当該制度の周知を行う。

評価制度については、「教員活動実績基礎資料」を基にしたポイント制を活用した教員評価の検証を継続して行い、さらなる客観性ある評価制度の構築を目指す。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数2,033人

また、任期付職員数の見込みを802人とする。

(参考2) 期間中の人件費総額見込み24,715百万円

(別紙) 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,730
施設整備費補助金	870
補助金等収入	5,842
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	32
自己収入	38,306
授業料、入学金及び検定料収入	1,693
附属病院収入	36,004
財産処分収入	0
雑収入	609
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6,211
引当金取崩	0
長期借入金収入	6,536
目的積立金取崩	0
計	71,527
支出	
業務費	51,210
教育研究経費	13,060
診療経費	38,150
施設整備費	7,439
補助金等	5,842
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,211
長期借入金償還金	1,181
計	71,883

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

[人件費の見積り]

期間中総額 24,715百万円を支出する。(退職手当は除く)

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額13,588百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額139百万円

※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額609百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額384百万円

2. 収支計画

令和3年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	63,244
業務費	58,930
教育研究経費	5,367
診療経費	22,491
受託研究費等	4,134
役員人件費	129
教員人件費	8,128
職員人件費	18,679
一般管理費	841
財務費用	67
雑損	-
減価償却費	3,404
臨時損失	-
収益の部	
經常収益	64,065
運営費交付金収益	13,621
授業料収益	1,374
入学金収益	192
検定料収益	42
附属病院収益	35,599
受託研究等収益	4,161
補助金等収益	5,558
寄附金収益	1,411
施設費収益	-
財務収益	-
雑益	1,520
資産見返運営費交付金等戻入	261
資産見返補助金等戻入	152
資産見返寄附金戻入	169
資産見返物品受贈額戻入	-
臨時利益	-
純利益	821
目的積立金取崩益	-
総利益	821

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

3. 資金計画

令和3年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	86,539
業務活動による支出	59,982
投資活動による支出	8,724
財務活動による支出	3,013
翌年度への繰越金	14,818
資金収入	86,539
業務活動による収入	63,944
運営費交付金による収入	13,585
授業料、入学金及び検定料による収入	1,692
附属病院収入	36,004
受託研究等収入	4,373
補助金等収入	5,842
寄附金収入	1,404
その他の収入	1,041
投資活動による収入	639
施設費による収入	639
その他の収入	0
財務活動による収入	6,536
前年度よりの繰越金	15,419

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

(別表)学部の学科、研究科の専攻等

医学部	医学科	629 人	(うち医師養成に係る分野 629 人)
	保健衛生学科	360 人	
歯学部	歯学科	318 人	(うち歯科医師養成に係る分野 318 人)
	口腔保健学科	149 人	
医歯学総合研究科	医歯理工保健学専攻	257 人	(うち修士課程 257 人)
	医歯学専攻	724 人	(うち博士課程 724 人)
	東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系	15 人	(うち博士課程 15 人)
	東京医科歯科大学・チュラロン コーン大学国際連携歯学系	15 人	(うち博士課程 15 人)
	東京医科歯科大学・マヒドン大学 国際連携医学系	6 人	(うち博士課程 6 人)
	生命理工医療科学専攻	75 人	(うち博士課程 75 人)
保健衛生学研究科	看護先進科学専攻	65 人	(うち博士課程 65 人)
	共同災害看護学専攻	8 人	(うち博士課程 8 人)